

令和2年度 青森県立六戸高等学校

運動部・文化部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 運動部・文化部の活動は、学校教育の一環として行う。
- (2) 生徒個々の体力や技能向上、心身の健康増進を果たす。
- (3) 異年齢との交流の中で、協働し、課題を解決する資質・能力を育む。

2 運動部・文化部活動の方針の策定等

- (1) 校長は毎年度、「運動部・文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 運動部・文化部顧問は、年間活動計画（平日および休日における活動日、休養日および参加を予定する大会等）、毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

3 運動部・文化部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週あたり2日以上を休養日（平日は少なくとも1日、週末は1日以上）とする。
- (2) 年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

4 運動部・文化部活動の活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。

5 部活動運営について

- (1) いかなる理由があっても体罰はこれを固く禁ずる。
- (2) 生徒の健康・安全を第一とし、保護者と連携し、部活動の運営に際しては、保護者の理解と協力のもと活動する。
- (3) 各部には顧問が複数配置されていることから、教職員の長時間労働による弊害を考慮し、計画的な指導体制のもと部活動を実施する。
- (4) 青森県教育委員会が示す【部活動実施上の留意事項】を遵守する。